

愛知県立大学年度計画自己点検委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則第2条第3項及び愛知県立大学院学則第2条第3項並びに愛知県立大学内部質保証推進規程第11条の規定に基づき設置する愛知県立大学年度計画自己点検委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は年度計画の自己点検及びそれに関連した業務を行う。

(委員の構成)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長（研究科長を兼ねる。）
- (4) 入試・学生支援センター長、教育支援センター長、教養教育センター長、学術研究情報センター長、地域連携センター長、看護実践センター長
- (5) 事務部門長
- (6) 守山キャンパス長
- (7) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の本学の教員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第1号から第6号までに掲げる者についてはその職にある期間とし、同条第7号に掲げる者については原則1年とする。

- 2 委員は、再任することができる。
- 3 委員に欠員が生じたときは、その都度補充するものとし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は学長をもって充てる。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会は、その運営に際し必要と認めるときは、委員以外の本学の教職員を委員として加え、又は出席させることができる。

- 3 委員会内に専門部会を設けることができる。
- 4 前項の専門部会については、第2項の規定を準用する

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、法人事務部門法人企画部企画財務課において行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。